

津山市の特殊建築物定期報告の対象（建築基準法第12条第1項）

津山市都市計画課

津山市建築基準法施行細則第13条（平成28年6月1日施行）

対象用途	市細則で定める規模	政令で定める規模	報告時期
劇場、映画館、演芸場	・その用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	令和5年度（以降3年ごと）
観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	・その用途に供する床面積の合計が500平方メートル(屋外観覧席にあっては1,000平方メートル)を超えるもの	・当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200平方メートル以上のもの ・主階が1階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限る。）	
病院 又は 診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 旅館 又は ホテル	・その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3以上の階をその用途に供するもの	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
児童福祉施設等（※1） 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（※2）、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等に限る。）	・その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3以上の階をその用途に供するもの	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	令和3年度（以降3年ごと）
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場（※3）	—	・3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの ・当該用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの	令和4年度（以降3年ごと）
物品販売業を営む店舗、百貨店、マーケット又は展示場、料理店又は飲食店 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場又は待合	・階数が3以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの ・当該用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以上のもの	

※令和4年度については、令和4年6月から令和4年12月までの間に報告してください。

※新築又は改築をし、完了検査済証を受けた建築物は、1回目の報告時期が免除されます。

※1) 児童福祉施設等

・助産施設、保育所、老人福祉施設、有料老人ホーム

(※2) 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの

・助産施設、乳児院、障害児入所施設

・助産所

・盲導犬訓練施設

・救護施設、厚生施設

・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型在宅介護の事業所を含む。）その他これらに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）

・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

・母子保健施設

・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供する者に限る。）

(※3) 学校に付属するものを除く。

## 特殊建築物 定期調査 報告要領

### 1. 提出書類

- (1) 定期調査報告書[建築基準法施行規則第36号の2様式] (正1部、副1部)  
定期調査報告概要書[建築基準法施行規則第36号の3様式] (1部)  
調査結果表[H20 国交省告示第282号別記] (正1部、副1部)
- (2) 添付する書類 (縮尺適宜) ※定期調査報告書に添付
  - ① 付近見取図 (都市計画図 縮尺：1/2500)  
明示すべき事項：方位、道路及び目標となる地物
  - ② 配置図  
明示すべき事項：縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置及び構造 (耐火、準耐火建築物の別を含む。)、延焼のおそれのある部分、報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
  - ③ 各階平面図  
明示すべき事項：縮尺、方位、間取り、各室の用途、建物寸法、延焼のおそれのある部分、防火区画及び防火戸の位置及び調査において指摘のあった箇所 (特記すべき事項を含む。)並びに省令第5条第3項に規定する報告書及び定期調査報告概要書に添えた写真を撮影した位置
  - ④ 改善計画書 改善箇所 (不適・不良箇所) がある場合に添付して下さい。
  - ⑤ 委任状 (様式任意, 委任者の押印必要)  
報告書等の提出・訂正等を代理者 (調査者等) が行う場合は、添付して下さい。

### 2. 提出者

所有者又は管理者 (所有者と管理者が異なる場合は管理者)

### 3. 調査時期

調査報告日以前3ヵ月以内

### 4. 調査資格者

- (1) 一級建築士、二級建築士 (業を営む場合は建築士法の規定により、建築士事務所の登録が必要)
- (2) 国土交通大臣が定める資格を有する者：特殊建築物調査資格者

### 5. その他

※改善箇所があり改善計画書を提出された場合、改善完了後すみやかに、改善報告書を下記あてに提出してください。

※改善箇所があったが軽微で既に改善済みの場合は、報告書にその旨を記載してください。

※確認済証交付後、除却・用途変更・用途面積変更などにより報告対象外となった場合は、該当しない旨の届出を提出してください。不明な点があれば下記までご連絡ください。

※報告書の提出及び受領行為は原則、所有者又は管理者が行ってください。建築士法及び行政書士法により、事務所登録された建築士事務所に所属する建築士又は行政書士以外の方が報酬を受けて代理行為を行うことはできません。

### <問い合わせ先・提出先>

津山市 都市建設部 都市計画課 建築指導審査係

住所：〒708-8501 岡山県津山市山北520

電話：0868-32-2099 FAX：0868-32-2155

E-mail：[tokei@city.tsuyama.lg.jp](mailto:tokei@city.tsuyama.lg.jp)